

第二六回

参第三号

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（案）

国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八節 給付の制限」を

「 第八節 結婚給付
第九節 給付の制限 」

に改める。

第一条第二号中「使用される者」の下に「（引き続き二月をこえ使用されるに至つた者を除く。）」を加える。

第十条第二項中「第十七条に掲げる給付」を「第十七条第一項に掲げる給付及び同条第二項の規定に基づいて行う給付」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 組合に使用される者で運営規則の定めるものは、運営規則の定めるところにより、組合員となることができる。

第十三条第三号中「なつたとき。」を「なつたとき又は組合に使用される者が前条の運営規則の定める者でなくなつたとき。」に改める。

第十五条第二項ただし書中「二十年」を「十七年」に改める。

第十七条中「若しくは休業」を「、休業若しくは婚姻」に改め、同条に次の一号を加える。

七 結婚給付

第十七条に次の一項を加える。

2 組合は、前項第一号及び第五号から第七号までに掲げる給付に要する費用の百分の十五をこえない範囲内で、運営規則の定めるところにより、これらの給付にあわせてその他の給付を行うことができる。

第二十二条中「以下同じ。」を「第五十八条の二を除き、以下同じ。」に改める。

第二十四条の三第一項中「第十七条各号に掲げる」を削る。

第三十条第一項中「公務」の下に「（組合に使用される者については業務。以下同じ。）」を加える。

第三十二条第一項後段及び第二項後段を削る。

第三十四条第一項中「三年」の下に「（結核性疾病に係る療養の給付又は療養費については五年）」を加える。

第三十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その額が二万円に満たないときは二万円とする。

第三十五条第三項中「（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）」を削り、「俸給の半月分」を「第一項に規定する額」に改め、同条に次の一項を加える。

4 同一の分べんに関しては、分べん費及び配偶者分べん費は、併給しない。

第三十六条第一項中「六月間」を「一年間」に、「四百円」を「千円」に改める。

第三十七条第一項中「一月分」を「二月分」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項又は前項に規定する額が一万五千元に満たないときは、その額は、一万五千元とする。

第三十八条第一項中「前条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第三十九条第一項中「二十年」を「十七年」に改め、同条第二項中「四月分」を「四・五月分」に、「二十年」を「十七年」に改める。

第四十一条第一項、第四十二条第三項、第四十四条第三項及び第四項、第四十四条の二第三項、第四十六条、第四十七条第二号及び第三号並びに第五十一条第二号、第三号及び第五号中「二十年」を「十七年」に改める。

第五十三条中「一月分」を「二月分」に、「半月分」を「一月分」に改める。

第五十五条第四項中「三年」を「五年」に改める。

第三章中第八節を第九節とし、第七節の次に次の一節を加える。

第八節 結婚給付

(結婚手当)

第五十八条の二 組合員が婚姻したときは、結婚手当として三万円(当該婚姻が再婚であるときは一万五千元)を支給する。

2 組合員であつた者が、その資格喪失後二月以内に婚姻したときもまた前項と同様とする。ただし、資格喪失後婚姻するまでの間に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、もとの組合は、結婚手当を支給しない。

第五十九条中「故意に給付事由」の下に「(婚姻を除く。)」を加える。

第六十九条第一項第一号中「及び休業給付に要する費用の二分の一」を「、休業給付、結婚給付及び第十七条第二項の規定に基いて行う給付に要する費用(組合に使用される者に係るものを除く。)の百分の六十」に改め、同条第三項中「組合員の推定数」を「組合員(組合に使用される者を除く。以下この項において同じ。)の推定数」に改める。

第七十条を次のように改める。

(掛金及び国庫負担金の特例)

第七十条 保健給付、罹災給付、休業給付、結婚給付及び第十七条第二項の規定に基いて行う給付に要する費用に充てるための掛金が組合員の俸給の千分の三十八をこえることとなる場合においては、組合員がこれらの給付に要する費用に充てるため負担する掛金はその俸給の千分の三十八とし、これをこえる部分に相当する金額は国庫が負担し、各省各庁の長は、これを毎月組合に払い込むものとする。

2 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第八十一条第二項ただし書中「二十年」を「十七年」に改める。

第八十二条中「二十年」を「十七年」に、「四月分」を「四・五月分」に改める。

第八十三条の五の次に次の一条を加える。

(連合会に使用される者の取扱)

第八十三条の六 連合会に使用される者で命令の定めるものは、相互救済を目的とする共済組合を組織する。

2 前項の場合には、同項に規定する者は職員とみなし、この法律の規定を準用する。この場合において、この法律中「各省各庁」とあるのは「連合会」と、「各省各庁の長」とあるのは「連合会の代表者」と、「国庫」とあるのは「連合会」と、「国庫負担金」とあるのは「連合会の負担金」と読み替えるものとする。

第八十六条第二項中「第六十九条第一項中」を「第六十九条第一項及び第七十条第一項中」に、「同条第三項」を「第六十九条第三項」に改め、「及び第三項」の下に「、第七十条第一項」を加える。

第九十四条第二項及び第九十五条ただし書中「二十年」を「十七年」に改める。

別表第一中

「 十七年 以上	四一〇日
十七年六月以上	四二五日
十八年 以上	四四〇日
十八年六月以上	四五五日
十九年 以上	四七〇日
十九年六月以上	四八五日

を削る。

別表第五中

「 十七年 以上	五三〇日
十七年六月以上	五四五日
十八年 以上	五六〇日
十八年六月以上	五七五日
十九年 以上	五九〇日
十九年六月以上	六〇五日
二十年 以上	一二〇日

を

「十七年以上 | 一二〇日」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、各規定につき、昭和三十三年四月一日までの間において、政令で定める。

(退職給付等に関する経過規定)

2 改正前の第九十四条第二項の規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員で第三十九条の改正規定の施行の際現に組合員たる期間が十七年以上であるものについては、改正後の第九十四条第二項の規定にかかわらず、第三十九条の改正規定の施行の日の翌日から、これらの給付に関する規定を適用しない。

- 3 退職給付及び遺族給付に関する規定の改正規定の施行前に給付事由が生じた退職給付又は遺族給付については、なお従前の例による。
(新組合の成立に伴う経過措置)
- 4 第八十三条の五の次に一条を加える改正規定の施行の際現に改正後の国家公務員共済組合法(以下「新法」という。)第八十三条の六の規定による共済組合(以下「新組合」という。)の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合の権利義務でその者に係るものは、同改正規定の施行の日において、政令で定めるところにより、新組合が承継する。
- 5 新組合の成立と同時にその組合員となつた者に対する国家公務員共済組合法の保健給付及び休業給付に関する規定の適用については、その者は、新組合の成立前の健康保険法(大正十一年法律第七十号)による健康保険の被保険者であつた期間、新組合の組合員であつたものとみなし、新組合の成立の際現に同法による保険給付を受けている場合においては、当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基いて当該保険給付に相当する給付として受けていたものとみなし、新組合は、新組合が成立した日以後に係る給付を支給する。
- 6 附則第四項の規定により健康保険組合の権利義務を承継した新組合は、第十七条に一項を加える改正規定の施行の日までの間は、当該健康保険組合が新組合が成立した際現に行つていた健康保険法第六十九条ノ三の規定による保険給付のうち改正前の国家公務員共済組合法第十七条に掲げる給付以外のものを、運営規則で定めるところにより、同条に掲げる給付にあわせて同条の規定による給付として行うことができる。この場合においては、新法第八十三条の六第二項において準用する国家公務員共済組合法第六十九条第一項第一号中「保健給付、罹災給付及び休業給付」とあるのは、「退職給付、廃疾給付及び遺族給付以外の給付」と読み替えるものとする。
- 7 新組合の成立の際現に厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による厚生年金保険(以下「厚生年金保険」という。)の被保険者で新組合の成立と同時にその組合員となつたものの厚生年金保険の被保険者であつた期間(その期間の計算については、同法の規定による被保険者期間の計算の例による。以下附則第九項において同じ。)は、新法第八十三条の六第二項において準用する国家公務員共済組合法の規定の適用については、組合員であつた期間とみなし、これとその者が組合員となつた後の組合員である期間とを合算する。
- 8 前項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間は、新組合の成立の日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。
- 9 附則第七項に規定する者については、政令で定めるところにより、その者の厚生年金保険の第四種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に厚生年金保険法別表第四に定める率を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額の現価に相当する額を厚生保険特別会計から新組合に交付するものとする。

10 附則第七項から前項までの規定により生ずる追加費用は、政令で定めるところにより、共済組合連合会が負担するものとする。

(所得税法の一部改正)

11 所得税法 (昭和二十二年法律第二十七号) の一部を次のように改正する。

第八条第六項第六号中「第六十八条」の下に「(同法第八十三条の六において準用する場合を含む。)」を加える。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

12 私立学校教職員共済組合法 (昭和二十八年法律第二百四十五号) の一部を次のように改正する。

第二十五条中「国家公務員共済組合法 (昭和二十三年法律第六十九号) 第十八条及び第二十条から第六十二条の二」を「市町村職員共済組合法 (昭和二十九年法律第二百四号) 第十六条及び第十八条から第六十四条の二」に改め、同条の表を次のように改める。

第二十九条の二第二項	前項の場合において、	前項の場合において、学校法人等が虚偽の報告若しくは証明をし、又は
	その保険医	その学校法人等又は保険医
第三十条第一項 第三十九条第一項 第四十四条第一項 第四十七条第一項 第五十七条第一項 第五十九号第一号及び第四号	公務	職務
第三十五条第一項	これらの給付 (国家公務員共済組合法又は公共企業体職員等共済組合法 (昭和三十一年法律第百三十四号) によるこれらの給付に相当するものを含む。)	これらの給付
第三十五条第二項	国家公務員共済組合、専売共済組合、国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合の組合員及び健康保険法による健康保険 (以下「健康保険」という。) の被保険者又は船員で組合員でないものを含む。	他の法律に基く共済組合の組合員又は健康保険法による健康保険 (以下「健康保険」という。) の被保険者又は船員で組合員でないものをいう。
第三十七条第一項及び第三項 第三十九条第一項 第五十五条 第五十六条	給料	標準給与の月額
第四十一条第一項 第四十二条第二項及び第三項 第四十三条第一項	第十二条第二項第二号又は第三号	私立学校教職員共済組合法第十六条第二号から第四号まで
第四十一条第二項 第四十三条第二項 第四十四条第二項		

第四十六条第四項 第四十七条第二項 第五十四条第三号	給 料	平均標準給与の月額
第四十一条第二項 第四十二条第三項 第四十三条第二項 第四十四条第三項 第四十六条の二第三項 第五十二条第二項 第五十四条第三号	給料日額	平均標準給与の日額
第五十七条第一項及び第二項 第五十八条第一項 第五十九条	給料日額	標準給与の日額
第五十九条第六号	組合の規約で定める	私立学校教職員共済組合の理事長が已むを得ないと認めた
第六十条	給 料	給 与
第六十一条	懲戒処分を受け	公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇せられ

第二十五条の二中「国家公務員共済組合法第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項、第五十五条第五項又は第五十六条第三項」を「市町村職員共済組合法第三十五条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第二項、第五十七条第五項又は第五十八条第三項」に改める。

第三十六条に次の一項を加える。

- 2 前項の審査の請求は、決定若しくは徴収の通知があつた日又は処分があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。

第三十八条を次のように改める。

(市町村職員共済組合法の準用)

第三十八条 前二条に規定するもののほか、審査会については、市町村職員共済組合法第七十九条、第八十条、第八十一条第二項から第六項まで及び第八十二条の規定を準用する。この場合において、同法第八十条第二項中「市町村を代表する委員」とあるのは「学校法人等を代表する委員」と、第八十一条第二項中「前項」とあり、又は同条第六項中「第一項」とあるのは「私立学校教職員共済組合法第三十六条」と読み替えるものとする。

第四十六条及び第四十八条の二(見出しを含む。)中「国家公務員共済組合法」を「市町村職員共済組合法」に改める。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

- 13 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「準用し、又は」を削り、「法律第二百四号」を「法律第二百四号。私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)において準用する場合を含む。以下同じ。」に改める。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

14 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条中「及」を「並二」に改め、「附則第三十五項」の下に「及国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第 号）附則第九項」を加える。

理 由

二月以上引き続き使用される者等を組合員とし、新たに短期給付について、附加給付制度を設け、家族療養費を全額組合負担とする等短期給付の内容に改善を加え、短期給付の掛金率に最高限度を設け、あわせて長期給付につき年金受給資格を二十年から十七年に短縮する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費
総額 約五十億円（平年度）